

大 個 審 第 2 4 号
(答 申 第 1 0 1 号)
平成 1 8 年 8 月 1 0 日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会
会長 錦織 成史

個人情報の取扱いに関する意見について (答申)

平成 1 8 年 8 月 9 日付け健第 2 3 0 3 号で諮問のありました「大阪府内における石綿ばく露による健康影響調査」(以下「健康影響調査」という。)に係る大阪府個人情報保護条例第 7 条第 3 項第 7 号に規定する個人情報の本人収集の原則に対する例外事項、同条第 5 項に規定するセンシティブ情報の収集禁止の原則に対する例外事項及び第 8 条第 1 項第 9 号に規定する目的外利用及び提供の禁止に対する例外事項については、審議の結果、下記事項に留意して、個人情報の保護に万全の措置を講じることを前提に、本件収集及び利用・提供に関して例外事項に該当するものとして取り扱って差し支えないものと認めましたので、答申します。

記

- 1 健康影響調査のために用いる個人情報の管理責任者(以下「個人情報管理責任者」という。)を定め、個人情報の漏えいの防止等個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。
- 2 健康影響調査に関与する職員は、地方公務員法により守秘義務を課せられている職員のうち、所管の所属長があらかじめ定めた者に限定し、必要最小限の人数とすること。
- 3 健康影響調査のために利用する個人情報が記載された文書等の管理には万全を期すとともに、調査終了後、速やかに、かつ、確実に廃棄すること。
- 4 健康影響調査を共同実施する各市に対しては、健康影響調査の実施に当たり、個人情報の適正管理等各市の個人情報の保護に関する条例を適正に運用することを求めること。
また、健康影響調査の対象となる医療機関に対しても、健康影響調査の実施に際して提供された個人情報の適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めること。
- 5 遺族に対しては、収集した個人情報について、どの調査主体のどの部局において、どのような分析を行うのかを、あらかじめ具体的に説明した上で、その同意を得ること。